

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

| | | |
|------------------|--|--|
| 附属機関又は 会議体の名称 | 平成 23 年度 政策経営会議（第 13 回） | |
| 事務局(担当課) | 政策経営部企画課 | |
| 開催日時 | 平成 23 年 10 月 27 日（木） 午後 4 時 40 分～5 時 10 分 | |
| 開催場所 | 区長応接室 | |
| 議題 | <p>1. スキップ要開設後の要町第一児童館スペースの活用について</p> <p>2. 四季の里被災地応援補助金について</p> | |
| 公開の 可否 | 会議 | <input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。 |
| | 会議録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 |
| 出席者 | 委員 | 区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長 |
| | 説明者 | 施設計画課長、区民部長、地域区民ひろば課長、子ども課長、 中央保健福祉センター所長、西部生活福祉課長、 文化商工部長、生活産業課長 |
| | 事務局 | 企画課企画担当係長 |

審議経過

案件 1：スキップ要開設後の要町第一児童館スペースの活用について

(1) 案件の説明

平成 24 年 3 月末、要町第一児童館廃止（スキップ要開設）に伴い、跡施設について、地域区民ひろば課要町分室を配置し、区民ひろば事業を展開することにより区民ひろば事業の空白地帯を解消するとともに、西部生活福祉課の執務環境改善のため休止した集会室、及び西部生活福祉課その他の倉庫として暫定配置したい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：23 年度予算は対応してあるのか。

説明者：大きな予算ではないので、やり繰りして対応する。

副区長：今回の提案は西部生活福祉課を作った時の計画のままか。

説明者：当時関係課でまとめたものである。

区 長：地域区民ひろば課の分室となるのか。

説明者：暫定的な利用なので、地域区民ひろば課の分室としている。

説明者：現在の場所は要小学校の区域なので区民ひろば要となるが、西部複合施設が千早にあるので、分室という形で事業を進めて、地元で名称など議論していただいてから条例化しようと考えている。

委 員：事実上、区民ひろば事業をここで前倒しして行い、本格的には西部複合施設ができたときに位置付けるということにしないと、あとで支障がでるのではないかとということで調整した。

副区長：特に問題となることはないか。

説明者：暫定的な利用であるということで説明し、理解していただく。

説明者：要町分室の名称も、再度、わかりやすいものを検討したい。

説明者：今後、地元で名称が決まり、運営協議会ができて、西部複合施設での活動内容が決まればその時点で条例化でもいいのではないかと思う。

区 長：運営協議会の方々は自分たちが責任を持ってやっていく気持ちが強い。地元の方々の意見をできるだけ尊重してもらいたい。

副区長：今回政策として決定ということではなく、事務局から出された案を特例的に認めるということにする。

(3) 結論

要町第一児童跡施設について、地域区民ひろば課要町分室を暫定配置し、区民ひろば事業を展開するとともに、集会室及び西部生活福祉課その他の倉庫として暫定配置する。

案件 2：四季の里被災地応援補助金について

(1) 案件の説明

被災地の観光振興及び地域経済復興支援のため、東京都が来年 2 月末日までを期限として、都内旅行業者が実施する被災地への「被災地応援ツアー」に対し補助をする事業を 8 月から開始した。

被災県である福島県猪苗代町に「四季の里」を有する区としても、この事業に呼応する形で「四季の里」利用区民への宿泊費補助を行い、被災地への観光振興支援を行う。

(2) 主な意見と質疑

副区長：実績はどのように確認するのか。

説明者：これまでも区民と区民以外ということで事業者から報告を出してもらっている。その報告に基づいて後で精算することになる。

委員：「四季の里」の利用者数は落ち込んでいるのか。

説明者：8 月までは被災者向けの借り上げがあったのでそれほどでもなかったが、それ以降は落ち込んでいる。

委員：被災者を受け入れたことに対する補填はあるのか。

説明者：福島県が被災者向けに借り上げを行ったが、金額的には低額である。

委員：東京電力に対する請求はどうなっているのか。

説明者：今後行うことになる。

(3) 結論

被災地への観光振興支援のため、平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで「四季の里」を利用する区民に対し宿泊費補助を行う。

| | | |
|-------|--------------------------------|-----|
| 会議の結果 | 1. スキップ要開設後の要町第一児童館スペースの活用について | ⇒承認 |
| | 2. 四季の里被災地応援補助金について | ⇒決定 |

| | |
|----------|---|
| 提出された資料等 | 1. スキップ要開設後の要町第一児童館スペースの活用について 地域区民ひろば課要町分室の設置及び事業展開について |
| | 2. 被災地応援宿泊補助 |